



「徳島旅・体験クーポン」 登録のご案内

クーポン加盟店舗用

「徳島旅・体験クーポン」
登録問い合わせ窓口

- 電話：088-624-5525
- 受付時間：9:30 ~17:30（年末年始休）
- メールアドレス：tokushima-coupon@bsec.jp

1 「徳島旅・体験クーポン」の概要

2

○期間

令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水）

ただし、次の期間（年末年始）を除きます。

※クーポン発行停止期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月8日（月・祝）

※クーポン利用停止期間

令和5年12月29日（金）～令和6年1月8日（月・祝）

※令和5年12月2日（土）をもって、新規発行は停止しました。

（クーポンの利用は、令和6年1月31日（水）まで可能です）

○クーポン額

1人泊あたり5千円（平日休日同額）2泊まで。

なお、一度チェックアウトした場合や別予約の場合でも同一施設で3泊以上される場合は対象外です。

○クーポン付与方法と種類

県内登録宿泊施設にて、電子クーポン「region Pay」（紙出力含む）を付与

○対象

- ・令和5年10月13日（金）以降に予約された宿泊
- ・日本国内に居住する者による徳島県内の宿泊施設における宿泊であって、一般的に利用可能な方法で予約されたもの

○対象外

- ・令和5年10月12日（木）以前の予約（既存予約）
- ・海外旅行者（インバウンド）による宿泊
- ・公務員等の公費による出張
- ※なお、教育旅行、学校行事の生徒を対象とする場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。
- ・宿泊料が無料（※）の乳幼児による宿泊
- ※食事代、入浴税、施設使用料等が必要な場合も対象外
- ・添い寝プランを利用した小学生以下の宿泊
- ・令和5年12月3日（日）以降の予約

○利用店舗

県内各店舗（登録制）

○クーポン利用期限

チェックアウト日の23時59分まで

ただし、8泊以上の場合においては、チェックインから

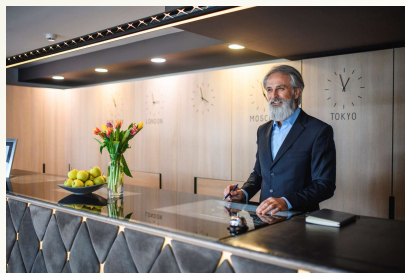
8日目の23時59分まで

2 「徳島旅・体験クーポン」フロー図



宿泊予約

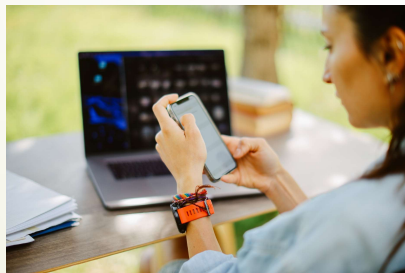
【宿泊施設（クーポン発行）】



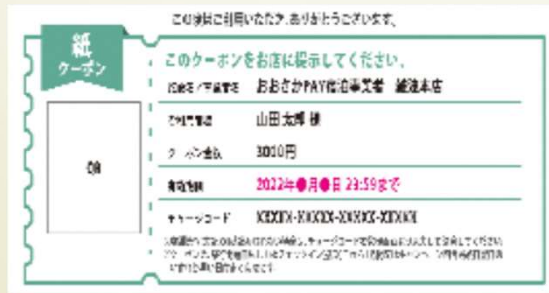
チェックイン

クーポン
付与

【利用者】



クーポンをスマートフォンにチャージ



「region PAY」システム



登録

クーポン
発行

登録

【登録店舗】



クーポン
利用

クーポン
利用額
請求

【クーポン事務局】



3 クーポン加盟店舗への登録（参加方法）

今回の電子クーポンは、全国旅行支援（みんなで！徳島旅行割）と同じ「region PAY」を使用します。

次にとおり、「徳島旅・体験クーポン」の実施に際し、改めて「クーポン加盟店舗」として手続きが必要となりますので、ご協力よろしく申し上げます。

（1）「みんなで！徳島旅行割」で登録済みの店舗

次のとおり、登録継続のお手続きをお願いします。

① 「クーポン事業者管理システム」にアクセス

<https://biz.campaign-management.jp/BIZ/>

継続登録の場合、各店舗データはシステム上で保存されていますが、今一度、マイページから店舗情報をご確認いただき、変更等がある場合は、修正をお願いします。

※継続して登録された場合も、新しいID・PWが「region PAY」から届きます。

（2）「徳島旅・体験クーポン」で新たに登録される店舗

次のとおり、新規登録をお願いします。

○登録方法

① 「新規事業者登録ページ」にアクセス

https://biz.campaign-management.jp/shop_mail/entry_136

② 登録画面を開き、事業者名・店舗名など必要事項を入力

③ 「誓約書兼同意書」を確認し、入力画面に「同意する」にチェック

④ 「送信ボタン」を押して、エントリー完了

- ・ エントリー完了後、承認手続きを経て、登録完了となります。登録完了すると、「regionPAY」より申請時に登録された担当者のメールアドレスにID・パスワードおよびログイン用URLが届きます。
- ・ マイページにログインして内容をご確認いただき、QRコード印刷等の受入準備が整いましたら、MAP公開設定を「公開」に変更して利用開始手続きを実施してください。

※詳細は、別途配布する「クーポン取扱管理システム事業者登録マニュアル」をご参照ください。

(3) 店舗で用意が必要なもの

ア. 「電子クーポン+紙クーポン (QR 取得台紙)」の場合

- ①事業者 (担当者) メールアドレス
※事務局からの連絡は全てメールとなります。
- ②「region PAY」管理画面や決済データの閲覧・操作するためのパソコン・タブレット
- ③紙クーポンの取扱用として、決済に使用するスマートフォンやタブレットのQRリーダー

イ. 「電子クーポンのみ」の場合

- ①事業者 (担当者) メールアドレス
※事務局からの連絡は全てメールとなります。
- ②「region PAY」管理画面や決済データの閲覧・操作するためのパソコン・タブレット

※ 詳細は「region PAY」サイト内の「クーポン加盟店舗用管理画面マニュアル (徳島旅・体験クーポン)」をご参照ください。

(4) クーポン加盟店舗の責務・留意事項

- ①旅行者がクーポンを持参したときは、クーポン額面分に相当する商品の販売、サービスの提供をしてください。
- ②ポスターおよび店舗QR を特設サイトからダウンロードの上、印刷し旅行者の見やすい場所に掲示してください。
- ③有効期間を過ぎた場合、クーポンは利用できません。受取を拒否してください。
- ④不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに速やかに事務局に申し出てください。
- ⑤クーポン用紙の第三者への交換、売買、譲渡又は現金との引換はできません。
- ⑥クーポンを事業取引に利用することは禁止します。
- ⑦クーポンは現金と交換・払い戻しはできません。
- ⑧商品等の支払いでクーポン金額に不足分が生じる場合は、当該不足分は利用者が現金又はクレジット等で支払うものとします。
- ⑨徳島県及び事務局からの指示を厳守し、立ち入り検査等の実施される場合は協力してください。

4 登録可能な業種

- 1 施設の所在地が徳島県内であること。
- 2 適切な事業実施が可能であること。
- 3 賠償責任保険・傷害保険への加入など事故発生時に対応しうる体制を有していること。
- 4 クーポン加盟店は次のいずれかに該当する施設とする。ただし、関係法令の許可等を受けたものに限る。
 - ①飲食店（テイクアウト含む）
 - ②観光施設
 - ③アクティビティ・体験・スポーツ・工芸施設
 - ④カラオケ・映画館・その他娯楽施設
 - ⑤県産食材や県産品を販売するイベント
 - ⑥公共交通機関・代行・レンタカー
 - ⑦旅館・ホテル・民泊（ただし、宿泊代にクーポンは使用できません）
 - ⑧ショッピングモール・商業施設・道の駅・P A ・ S A
 - ⑨土産物店・売店・その他商店
 - ⑩その他、地域経済効果に資すると考えられる観光施設

5 登録後の準備・クーポン取扱開始

各店舗で登録いただいた後、事務局で承認が完了しましたら、I D /パスワードが記載された登録完了メールが届きます。

初期設定では、ユーザーアプリ内のマップの店舗情報が「非公開」となっておりますので、サイドメニューの「事業者詳細」をクリックし、「公開設定」からステータスを「非公開」⇒「公開」にて変更してください。

各店舗で加盟店コードや管理画面にアクセスし、マニュアルに沿って、**店舗用 QR コード**を印字し、**レジ周辺等に掲示**してください。**QR用決済台紙**は、「regionPAY」システムからダウンロードできます。

別途、徳島県から、ポスター、チラシ、「電子クーポン+紙クーポン」または「電子クーポンのみ」の取扱店（利用可能店）であることを示すステッカーを郵送しますので、店頭等に掲示をお願いします。

「紙クーポン」で販売された場合、原則、販売当日に決済してください。日数が過ぎますと、決済できなくなります。

6 クーポン利用手順

クーポン利用者

「region PAY」アプリを
インストール



宿泊施設でQRコードで
チャージ



金額を入力



決済



クーポン加盟店舗

自店のQRコードを掲示



決済金額の確認

7 クーポン利用分の入金

「region PAY」の決済分（売り上げ）について、下記のスケジュールで振込み（入金）いたします。

○決済期間 令和5年11月1日（水）～30日（木）
→ 入金日 令和5年12月20日（水）

○決済期間 令和5年12月1日（金）～28日（木）
→ 入金日 令和6年1月19日（金）

○決済期間 令和6年1月9日（火）～2月1日（木）
→ 入金日 令和6年2月9日（金）

8 クーポン利用対象外商品

以下の商品については、クーポンが利用できません。

○行政機関等への支払い

- ①所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- ②社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
- ③宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの）
- ④その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）

※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象。

○日常生活における継続的な支払い

- ①電気・ガス・水道・電話料金、NHK放送受信料
- ②不動産賃料、駐車場の月極・定期利用料
※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
- ③保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）

○換金性の高いものの購入

- ①金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
- ②プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ③金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

○その他

- ①徳島県内でサービスが完結しないもの
※クーポン利用者が県外に出なければ可宅配等の配送サービスは対象
- ②事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等
- ③授業料、入学検定料、入学金等
※アクティビティのガイド料等は対象
- ④クーポン付与となっている旅行代金・宿泊代金自体に関する支払い、部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等の支払い

- ⑤既存の債務の弁済
- ⑥代金引換手数料、振込手数料
- ⑦各種サービスのキャンセル料
- ⑧電子商取引
- ⑨無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- ⑩風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1号第1号を除く）に規定する営業に係る支払い
- ⑪特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑫社会通念上不相当とされるもの
- ⑬クーポン加盟店が指定するもの
- ⑭たばこ（たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品のほか、加熱式たばこの本体やパイプ等の喫煙具、電子たばこ、その他これに類するものをいう）の購入

※その他、これらに類するものとして、徳島県が本事業の使用対象として適当と認めない場合もあります。詳しくは、「徳島旅・体験クーポン」事務局にお問い合わせください。

9 クーポン利用店参加規約

第1条 「徳島旅・体験クーポン（以下、「クーポン」という。）」事業の実施に際し、徳島県が別途発行する「登録のご案内」の記載内容のほか、徳島県が決定する規定等を理解し、遵守します。

第2条 旅行者からクーポン利用を求められたときは、クーポン額面に相当する額の商品の販売、サービスの提供を行います。

第3条 次の各号に掲げるクーポン加盟店であることを誓約します。
なお、対象施設の要件を満たさないこととなった場合には、直ちに徳島県及び事務局に届け出ます。

- (1) 店舗の所在地が徳島県内であること。
- (2) 適切な事業実施が可能であること。
- (3) 賠償責任保険・傷害保険への加入など事故発生時に対応しうる体制を有していること。

(4) クーポン加盟店は次のいずれかに該当する施設とする。

ただし、関係法令の許可等を受けたものに限る。

①飲食店（テイクアウト含む）

②観光施設

③アクティビティ・体験・スポーツ・工芸取扱施設

④カラオケ・映画館・その他娯楽施設

⑤県産食材や県産品を販売するイベント

⑥公共交通機関・代行・レンタカー

⑦旅館・ホテル・民泊（ただし、宿泊代にクーポンは使用できません）

⑧ショッピングモール・商業施設・道の駅・P A ・ S A

⑨土産物店・売店・その他商店

⑩その他、観光による地域経済効果に資すると考えられる施設

(5) 経営者（代表者の他、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（徳島県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないこと。

第4条 有効期間を過ぎたクーポンの受取を拒否します。また、不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに速やかに徳島県又は「徳島旅・体験クーポン事務局（以下、「事務局」という。）に連絡します。

第5条 クーポンを事業取引に利用しません。また、クーポンの第三者への交換、売買、譲渡又は現金との引換はいたしません。

第6条 次の商品・サービスの販売にクーポンを利用しません。

(1) 行政機関等への支払い

①所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課

②社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）

③宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの）

④その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）

※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は、クーポンが利用可能です。

(2) 日常生活における継続的な支払い

①電気・ガス・水道・電話料金、NHK 放送受信料

②不動産賃料、駐車場の月極・定期利用料

※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象

③保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）

(3) 換金性の高いものの購入

- ①金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
- ②プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ③金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

(4) その他

- ①徳島県内でサービスが完結しないもの
※クーポン利用者が県外に出なければ可宅配等の配送サービスは対象
- ②事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等
- ③授業料、入学検定料、入学金等
※アクティビティのガイド料等は対象
- ④クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金・宿泊代金自体に関する支払い、部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等の支払い
- ⑤既存の債務の弁済
- ⑥代金引換手数料、振込手数料
- ⑦各種サービスのキャンセル料
- ⑧電子商取引
- ⑨無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- ⑩風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第1項第1号を除く）に定める風俗営業に係る支払い
- ⑪特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑫社会通念上不相当とされるもの
- ⑬クーポン加盟店が指定するもの
- ⑭たばこ（たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品のほか、加熱式たばこの本体やパイプ等の喫煙具、電子たばこ、その他これに類するものをいう）の購入第3条 店舗QRコードをレジ横等の発見しやすい場所に掲示します。また、旅行者がクーポン加盟店であることが判別できるよう店舗内やウェブサイト等で、クーポン加盟店であることを掲示・広報します。

第7条 徳島県及び事務局が店舗への立ち入り検査、書類の閲覧等を実施する場合は、これに協力します。

第8条 クーポン付与に関して不正等を行った場合や、クーポン加盟店に責により金額の相違等が判明した際には、返還請求に応じるとともに、店舗名の公表に応じます。

第9条 本規約または「登録のご案内」に記載のない事項で疑義が生じた場合、徳島県及び事務局と協議のうえ決定します。